

事務連絡
令和2年10月13日

都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会
役員待遇審議役 山内正彦

高速道路の特車許可基準（車幅）の見直しについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、全日本トラック協会の事業運営等に関しまして格別なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、特車通行許可については橋梁等構造物の能力を適正かつ最大限に活用することが必要です。そのことで、産業物資や生活物資、災害時における緊急物資などを効率的に運送することができ、トラック運送事業が経済活動や生活を支える国の基幹産業として、社会的な役割を果たすことができます。しかしながらこれまで、高速道路の特車許可の車幅上限値が高速道路会社や支社により差異があり、構造上通行できるのに必要以上に制約しているのではないかとの課題がありました。

この件について、国土交通省、高速道路機構、高速道路会社6社、日貨協連と全ト協で昨年12月に勉強会を立ち上げ検討して参りましたが、このたび【別添資料】のとおり一定の結論に至りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴協会傘下会員事業者の皆様に周知していただきますよう、お願い申し上げます。なお、全日本トラック協会ではホームページ（会員専用）に掲載する予定です。

敬具

記

【高速道路の特車許可基準（車幅）の見直しに係る注意点】

- 本件は NEXCO 3社および本四高速の4車線以上（片側2車線以上）の区間について、統一的な許可限度値を設定するものです。
車線幅員 3.5m 区間は許可限度値が 3.3m に、車線幅員 3.25m 以下区間では許可限度値が 3.0m 以下となります。

- 暫定2車線（片側1車線）は、中央帯の構造による車線幅員から通行できる車両幅が限定されており、路線ごと個別審査で許可限度値が設定されます。
- 首都高速、阪神高速は、道路幅員や料金所レーン幅等の制約から、統一的な許可限度値の設定はできず、路線ごと個別審査で許可限度値が設定されます。
- 本件は、令和2年12月1日以降の走行から適用されます。

【添付資料】

- ・特車許可基準（車幅）の見直し（5枚）

以上

<問い合わせ先>

全ト協 道路企画室

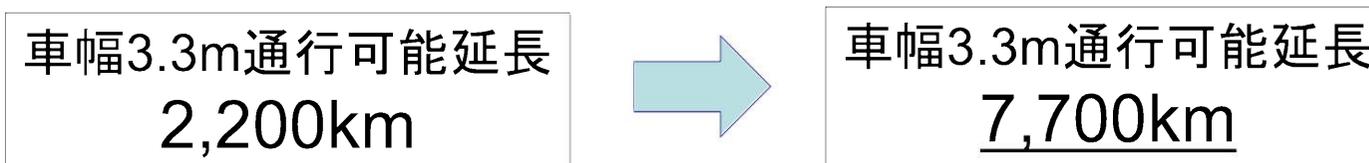
TEL：03-3354-1068 FAX：03-3354-1019

特車許可基準(車幅)の見直し

NEXCO3社及び本四高速の管理する高速道路において、会社間で運用が異なる車幅の許可基準を見直し、統一化(令和2年12月1日より実施) ※令和2年9月末時点

		全国路線網を形成する道路		3.3mまで 通行可能延長
		4車線以上 (片側2車線以上)	暫定2車線 (片側1車線)	2,210km ⇒<u>7,700km</u>
東日本	関東	3.0m⇒<u>3.3m</u>	3.0m	2,080km ⇒<u>3,160km</u>
	関東以外	3.3m	3.0m～3.3m	
中日本		3.0m⇒<u>3.3m</u>	3.0m～3.25m	0km ⇒<u>1,850km</u>
西日本		3.0m⇒<u>3.3m</u>	3.0m～3.25m	130km ⇒<u>2,580km</u>
本四高速		3.0m⇒<u>3.3m</u>	3.0m	0km ⇒<u>110km</u>

- ※1: 京葉道路、第三京浜等、現行で3.5mの運用を行っているものは、引き続き3.5m(徐行条件有)とする。
 ※2: 中央道、東名阪道、第二京阪、第二神明の端部(都市高速接続)、近畿道、神戸淡路鳴門道、長崎バイパスなど一部区間については、道路規格上3.3mが確保できないため、2.5mまたは3.0mの運用とする。



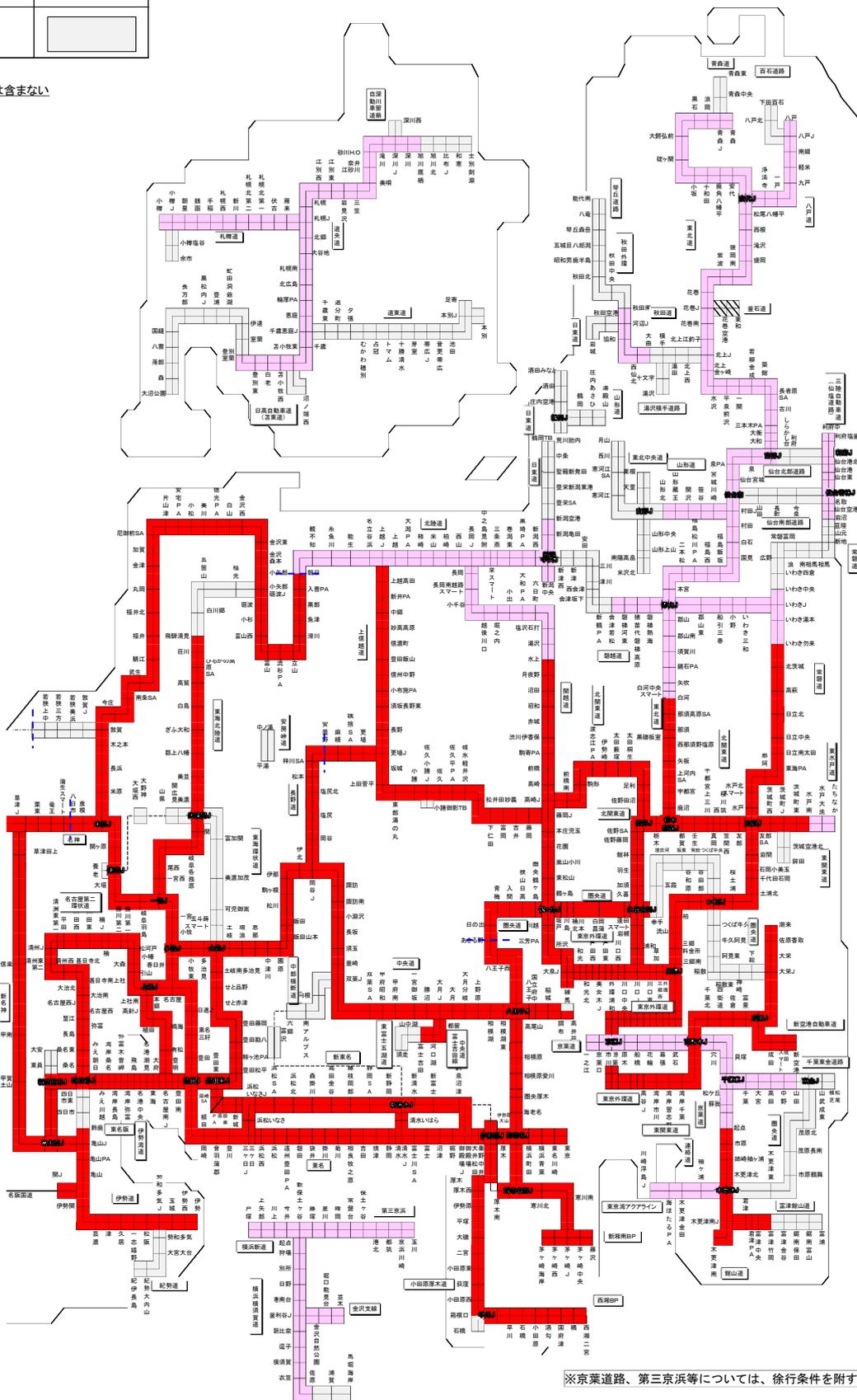
■見直しによる車幅3.3m通行可能区間

【凡例】

車両幅の許可限度	色
すでに3.3m (又は3.5m) となっている区間:	
3.3mに見直し区間:	
暫定2車線区間等	

※徐行条件を附すものは含まない

----- 会社管理境



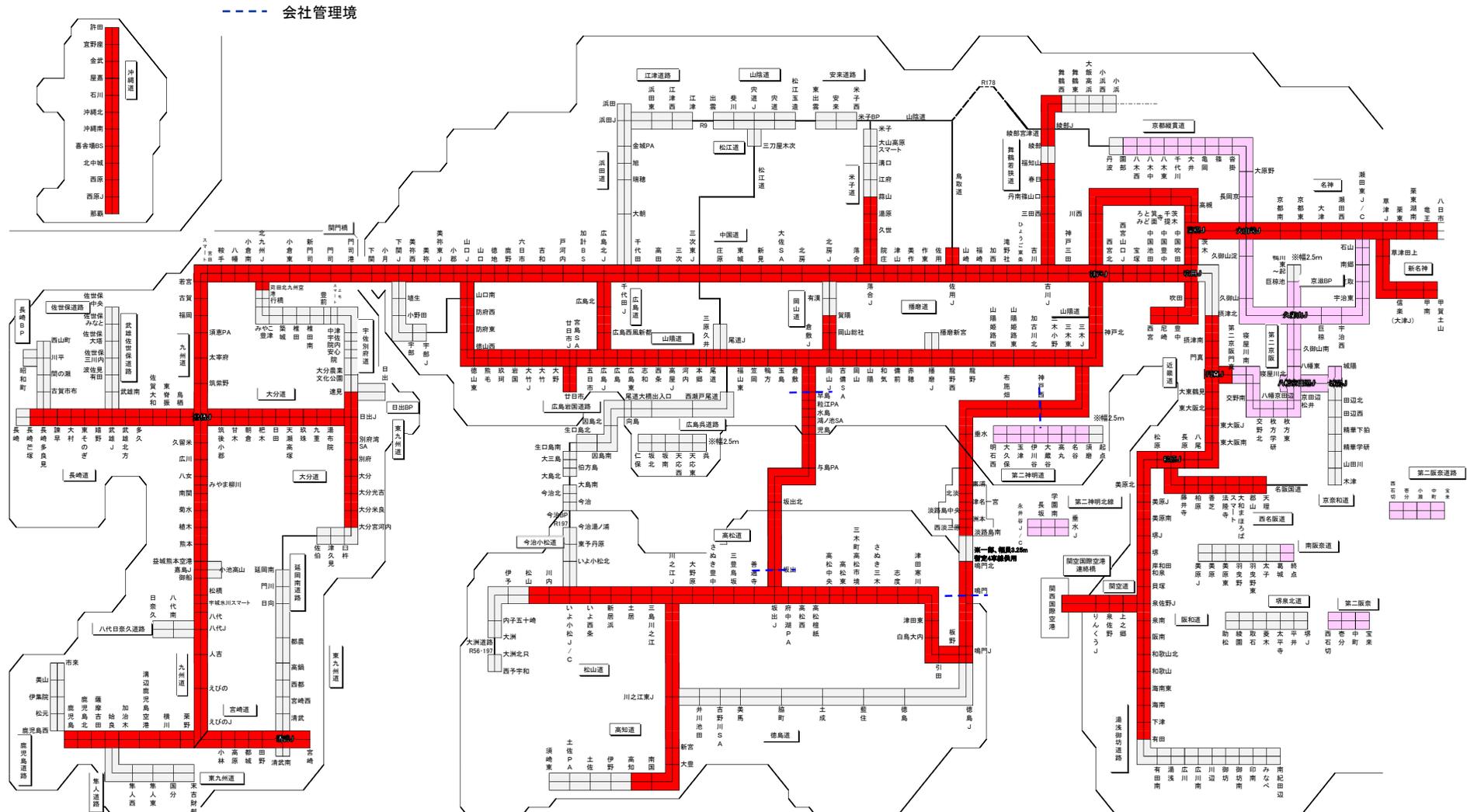
※京葉道路、第三京浜等については、徐行条件を附す場合、引き続き3.5mまで許可。

■見直しによる車幅3.3m通行可能区間

【凡例】

車両幅の許可限度	色
すでに3.3m（又は3.5m）となっている区間：	
3.3mに見直し区間：	
暫定2車線区間等	

※徐行条件を附すものは含まない



特車許可基準(車幅)の見直し

今回の車幅の許可限度値統一を踏まえ、NEXCO3社及び本四高速の管理する高速道路における車両幅3.0m以上の特殊車両通行許可申請にあつては、以下の条件を踏まえ、安全に配慮した通行をお願いしたい。

○本線において、左端から数えて1番目の車両通行帯を走行してください。

※登坂車線等も対象に含む。

○料金所は幅広レーンを走行してください。

なお、点検・補修等により、閉鎖している時間帯があります。各社のWebサイトで事前にご確認ください。

○一部路線にあつては、交通量等を考慮し、また関係機関との調整により走行時間に制約を設ける場合があります。

○都市圏の高速道路は、通勤時間帯に交通集中が予想されるため、走行はお控えください。

○特定更新事業(リニューアル工事)工事等による対面通行区間では走行に制約があります。各社のWebサイト・リーフレット等で事前にご確認ください。

○その他、特殊車両許可証の記載内容を遵守願います。

特車許可基準(車幅)の見直し

特車許可基準(車幅)に関する問い合わせ窓口



北海道支社 道路事業部交通管理課	〒 004-8512	札幌市厚別区大谷地西 5 の 12 の 30	011-896-5344
東北支社 管理事業部交通管理課	〒 989-3121	仙台市青葉区郷六字庄子 39 の 1	022-226-1545
関東支社 管理事業部交通管理課	〒 339-0056	さいたま市岩槻区加倉 260	048-757-5169
新潟支社 道路事業部交通課	〒 950-0145	新潟市江南区亀田早通 3233	025-286-7301



東京支社道路管制センター 交通管制課	〒 216-0024	川崎市宮前区南平台 1 の 1	044-877-6913
八王子支社道路管制センター 交通管制課	〒 192-8648	八王子市宇津木町 231	042-691-1171
名古屋支社道路管制センター 交通管制課	〒 491-8526	一宮市丹陽町九日市場字竹の宮 204	0586-76-1125
金沢支社道路管制センター 交通管制課	〒 920-0365	金沢市神野町東 170	076-249-8632



関西支社保全サービス事業部 道路管制センター交通管制課	〒 565-0805	吹田市清水 15-1	06-6876-5682
中国支社保全サービス事業部 交通管制課	〒 731-0103	広島市安佐南区緑井 2 の 26 の 1	082-831-4111
四国支社保全サービス事業部 交通管制課	〒 760-0065	高松市朝日町 4 の 1 の 3	087-823-2111
九州支社保全サービス事業部 交通管制課	〒 818-0131	太宰府市水城 2 の 25 の 1	092-924-4532



神戸管理センター 管理課	〒 655-0852	神戸市垂水区名谷町 549	078-709-0084
岡山管理センター 管理課	〒 701-0304	都窪郡早島町大字早島 2985	086-483-1100
しまなみ尾道管理センター 管理課	〒 722-0073	尾道市向島町 6904	0848-44-3700